荒廃化防止を目的とした農地の林地化(植林)に関する支援について

農山漁村活性化法の特例

- 林地化の取組を実施する場合には、「農山漁村活性化法」に基づく「活性化計画」を作成する ことで、法に基づく特例措置を受けることができます。
 - ※詳細は、ガイドラインの「第15 林地化を実施する場合の取扱い」をご覧ください。

農山漁村活性化法の仕組み

地方自治体

提案可能

農林漁業団体等

農村型地域運営組織 (農村RMO)等

作成

= 7%

【活性化計画】

- <活性化事業>
- ・農用地保全事業として林地化の事業を計画に記載※3

<特例>

・林地化に当たり、農地転用を 伴う場合は、農地転用許可・ 農振除外手続等の迅速化*1

 \rightarrow (A)

※1 活性化計画作成時に要件を確認し、 ワンストップで手続可能。 このため

- ・農地法第4条の許可は不要
- ・農振法の除外手続は事後で可

必要に応じて作成

【所有権移転等促進計画】

<特例>

林地化する土地の権利関係を 一括整理※2

 \rightarrow (B)

※2 市町村が作成し公告することで、個別の契約によらず、所有権、賃借権等の権利を一括して設定・移転することが可能

所有権移転等促進計画作成時に要件を確認し、 手続きを経るため

- ・農地法第3条、第5条の許可は不要
- ・農振法の除外の手続は事後で可

「農用地保全事業(林地化を含む)」を行う場合の追加の特例

- ●土地改良事業等(線的整備に限る)の完了後8年を経過していない土地でも事業が可能。 (災害又は病害虫の発生による被害その他やむを得ない事情がある場合に限る)
- ●協議会(話合い)を経たものについては、第1種農地(農振除外後第1種農地見込みのものを含む)でも事業が可能

林地化の流れと活用可能な特例措置

地域の話合い・計画策定

事業 着手

植

林

森林の経営管理

地域森林計画への編入

農地転用あり+権利移動あり

B が活用可能(権利関係の一括整理と農地法第5条の手続きの迅速化)

農地転用あり+権利移動なし

A が活用可能(農地法第4条の手続きの迅速化)

農地転用なし+権利移動あり

B が活用可能(農地法第3条の権利移動)

農地転用なし+権利移動なし

特例はないが、活性化事業として植林 (粗放的管理) を位置づけ

(林地として利用・管理)

- <樹種の例>
- ・スギ (用材)
- ・センダン(用材)

・クヌギ(木炭) 等



農地として 利用・管理(粗放的利用)

肥培管理を行い、

- <樹種の例>
- ウルシ(生漆)
- ・ミツマタ (和紙)
- ・ハコヤナギ
- (バイオマス燃料)

・地域の話合いや植林等に活用可能な「最適土地利用総合対策」(交付金事業)や、 地域森林計画編入後、林地として利用・管理する際に活用可能な事業があります。

【※3 林地化の要件】

- ★計画的な林地化については、次の全ての要件を満たす場合に限り、農山漁村活性化法に基づき事業を実施することができます。
 - ① 山際等の営農条件が悪く維持することが極めて困難な農用地等において行うものであること。
 - ② 省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用により農用地等としての利用再開が容易な形態によって保全・管理を行うよりも、林地化により計画的な森林の経営又は管理を行うことが合理的であること。
- ★また、林地化が実施された土地(林地として利用・管理するもの)については、**都道府県が指定する「地域森林計画」の区域に確実に編入してください**。